

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抜粋） 第1条 略 （補助目的及び補助対象事業） 第2条 略 （1）相談指導事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく相談指導事業 （2）情報化整備事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく情報化整備事業 （3）後継者育成支援事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく後継者育成支援事業 （4）健康・福祉対策推進等事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく健康・福祉対策推進等事業 （5）消費者等コールセンター事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく消費者等コールセンター事業 （実績報告書） 第9条 略 2～3 略 4 <u>第1項</u>の補助事業等実績報告書には、次に掲げる関係書類を添えなければならない。 （1）～（5） 略	高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抜粋） 第1条 略 （補助目的及び補助対象事業） 第2条 略 （1）相談指導事業 <u>令和6年3月11日付け健生衛発 0311 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく相談指導事業 （2）情報化整備事業 <u>令和6年3月11日付け健生衛発 0311 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく情報化整備事業 （3）後継者育成支援事業 <u>令和6年3月11日付け健生衛発 0311 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく後継者育成支援事業 （4）健康・福祉対策推進等事業 <u>令和6年3月11日付け健生衛発 0311 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく健康・福祉対策推進等事業 （5）消費者等コールセンター事業 <u>令和6年3月11日付け健生衛発 0311 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく消費者等コールセンター事業 （実績報告書） 第9条 略 2～3 略 4 <u>1項</u>の補助事業等実績報告書には、次に掲げる関係書類を添えなければならない。 （1）～（5） 略

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 2 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条並びに第 7 条第 5 号、第 6 号、第 8 号から第 11 号まで及び第 13 号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 16 日から施行し、同月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

基準額

（1）給与を支給する場合

ア 経営指導員給与

（ア）職員俸給

255,200 円×別に定める人員×別に定める設置月数

（イ）通勤手当

給与法第 12 条の規定に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額

（ウ）期末手当

給与法第 19 条の 4 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額

ただし、期別支給割合については次のとおりとする。

6 月期 1.225 月

12 月期 1.225 月

（エ）勤勉手当

給与法第 19 条の 7 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額

ただし、成績率については次のとおりとする。

6 月期 1.025 月

12 月期 1.025 月

（オ） 略

（カ）福利厚生費（算出基礎の対象となる職員俸給等については、（ア）から（オ）までに掲げるものに限る。）

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 2 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条並びに第 7 条第 5 号、第 6 号、第 8 号から第 11 号まで及び第 13 号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行し、同月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

基準額

（1）給与を支給する場合

ア 経営指導員給与

（ア）職員俸給

229,200 円×別に定める人員×別に定める設置月数

（イ）通勤手当

給与法第 12 条の規定に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額

（ウ）期末手当

給与法第 19 条の 4 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額

ただし、期別支給割合については次のとおりとする。

6 月期 1.20 月

12 月期 1.20 月

（エ）勤勉手当

給与法第 19 条の 7 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額

ただし、成績率については次のとおりとする。

6 月期 0.80 月

12 月期 0.80 月

（オ） 略

（カ）福利厚生費（算出基礎の対象となる職員俸給等については、（ア）から（オ）までに掲げるものに限る。）

- a 厚生年金保険料
- b 健康保険料
- c 労働者災害補償保険料
- d 雇用保険料
- e 介護保険料
- f 子ども・子育て拠出金

g 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく一般拠出金の額の事業主負担分

対象経費

第 2 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給（職員俸給）、職員諸手当（通勤手当、期末手当及び勤勉手当）、超過勤務手当及び福利厚生費（厚生年金保険料又は共済年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、子ども・子育て拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金）に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当

イ 非常勤経営指導員給与
職員俸給

255,200 円×別に定める人員×別に定める設置月数

ウ 事務職員給与

（ア）職員俸給

165,600 円×別に定める人員×別に定める設置月数

（イ）～（オ） 略

（カ）福利厚生費（算出基礎の対象となる職員俸給等については、（ア）から（オ）までに掲げるものに限る。）

- a 厚生年金保険料
- b 健康保険料
- c 労働者災害補償保険料
- d 雇用保険料
- e 介護保険料

- a 厚生年金保険料
- b 健康保険料
- c 労働者災害補償保険料
- d 雇用保険料
- e 介護保険料
- f 児童手当拠出金

g 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づく一般拠出金の額の事業主負担分

対象経費

第 2 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給（職員俸給）、職員諸手当（通勤手当、期末手当及び勤勉手当）、超過勤務手当及び福利厚生費（厚生年金保険料又は共済年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、児童手当拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金）に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当

イ 非常勤経営指導員給与
職員俸給

229,200 円×別に定める人員×別に定める設置月数

ウ 事務職員給与

（ア）職員俸給

152,700 円×別に定める人員×別に定める設置月数

（イ）～（オ） 略

（カ）福利厚生費（算出基礎の対象となる職員俸給等については、（ア）から（オ）までに掲げるものに限る。）

- a 厚生年金保険料
- b 健康保険料
- c 労働者災害補償保険料
- d 雇用保険料
- e 介護保険料

f 子ども・子育て拠出金

g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分

(1) ～ (6) 略

f 児童手当拠出金

g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分

(1) ～ (6) 略